

総 則

1. この分析法は、税関分析業務の統一化、適正化及び効率化を図ることを目的として、分析件数の多い品目について標準的な分析手法を規定したものである。
2. この分析法に規定されている物件又は項目について、次に掲げる場合はこの分析法以外の試験方法を採用することができる。
 - (1) やむを得ない理由でこの分析法が適用できない場合
例えば、
 - ① 所定の装置及び器具等が整備されていないため、この分析法が適用できない場合
 - ② 分析試料の量が極端に少ないため、この分析法が適用できない場合
 - (2) 行政効率の観点から、他の分析法を採用する場合
例えば、測定値が関税率表の分類基準に係る数値から大きくはずれることが予想されるため、他の簡便法を採用する場合
3. この分析法で規定していないガスクロマトグラフ分析法、高速液体クロマトグラフ分析法及びその他分析法に関する一般的事項については、それぞれ JIS K 0114 (ガスクロマトグラフ分析通則)、JIS K 0124 (高速液体クロマトグラフィー分析通則) 及びその他該当する JIS 分析通則に準じる。

試薬及び器具

この分析法に使用する試薬は、別に規定する場合を除き、JIS 規格特級以上とする。

この分析法に使用する滴定用溶液は、市販の容量分析用標準溶液（規定液）を使用しても差し支えない。ただし、JIS K 8001 の JA.5 滴定用溶液、又は、日本薬局方の規定による力価（ファクター）の標定がなされているものに限る。

この分析法において、水とは蒸留水又は脱イオン水をいう。

この分析法において使用するガラス器具は、原則として硬質ガラス製のものとし、定量用器具の許容誤差は、別に規定する場合を除き、JIS R 3505（ガラス製化学用体積計）に定めるところによる。